

# 介護保険適用の住宅改修を施工される業者様へのお願いと注意事項

大津市介護保険課 資格給付係

介護保険の適用の住宅改修を行う際、申請時に必要となる書類があり、また、注意していただきたい事項があります。それらは、下記のとおりですので、よろしく申し上げます。

なお、見積書、領収書、工事写真などに不備があった場合、承認（支払い）できないケース、書類の再提出のケースもありますのでご了承の上、ご協力、ご注意下さい。

## 必要書類

施工業者様にご用意いただく書類

- ①見積書 ②工事箇所の平面図 ③工事写真（改修前後） ④領収書 ⑤請求書・代理受領委任状

ケアマネジャー様にご用意いただく書類

- ①事前申請書 ②支給申請書 ③所見書 ④選定理由書

	①事前申請書	②支給申請書	③所見書 ・ ④選定理由書	①見積書	②平面図	③工事写真	④領収書	⑤請求書・代理受領委任状
事前申請	○	×	○	○	○	×	×	×
事前申請の後の支給申請	×	○	×	×	×	○	○ (1割、2割 又は3割分)	○
償還払い	×	○	○	○	○	○	○ (10割分)	×

※表の中の番号と下記の説明の番号とは準じています。

## 各書類での注意事項

- ① 見積書
- 必ず、工事明細を添付下さい。  
また、内訳は、工事内容（明細）を「一式（材工共）」にしないで下さい。  
したがって、原材料費、加工費、取付費というように明細を分けて記入して下さい。  
取付・施工するものの寸法・広さは、明記して下さい。  
（手すりは、長さ、床の補修に関しては施工する規模（広さ 0㎡）など）
  - 内訳は、工事箇所・内容別に明記して下さい。（トイレ手すり・トイレ扉の変更・玄関段差解消・玄関手すりなど）
  - 見積書には社印を押印してください。
  - 「県補助の小規模住宅改造経費」を併せて利用する場合、「介護保険適用」と「県補助の小規模住宅改造経費」とは別制度ですので工事箇所及び内容ごとにそれぞれ適用することになります。そのため、特に内訳は、工事箇所・内容別に明記して下さい。（適用箇所は市役所で割り振りますので、見積書は1本でも結構です。）
  - 見積書明細で各工事箇所別に通し番号を付けて下さい。

- ② 平面図
- 工事箇所の平面図を作成し、見積書で記入した工事箇所と該当する通し番号を記入し明示して下さい。
  - 段差解消で室内敷居の段差といった軽微なもの以外については、部分的に断面図を作成して下さい。
  - 改修を行う付近の敷居・段差・浴槽の深さは、数値で表示しておいて下さい。
  - 敷地の境界付近を工事する場合は、敷地の境界線（隣地境界線、道路境界線等）を図面上に明示してください。

- ③ 工事写真
- 必ず、施工前・施工後の写真を撮影して下さい。
  - 写真撮影には、必ず撮影日が分かるように日付が入るカメラで撮影か、黒板若しくは紙に施工日を記入したものを一緒に撮影して下さい。
  - ポラロイド写真は不可です。
  - デジタルカメラで撮影し、印刷したものは可としますが、鮮明に印刷してください。
  - また、報告用の工事写真については、見積書、平面図で記入した通し番号と照合できるように該当する通し番号を写真横に記入し、施工前・施工後の順番で作成して下さい。
  - 写真台帳については、A4サイズでお願いします。（市販の工事写真用アルバムもしくは、A4サイズの用紙に貼り付けなどで作成して下さい。）  
A3サイズや、ポケットアルバムは不可です。
  - 写真は改修前後ともなるべく同じ方向から撮影し、改修箇所全体が分かるようにお願いします。
  - 段差解消の場合、高さに変更になったことが、写真で分かりにくい場合が多いので、メジャーをあててもらするなど、分かるようにお願いします。

- ④ 領収書
- 金額について  
端数処理の関係もありますので、金額についてはケアマネジャー様にも確認をして下さい。特に介護保険負担割合（1割、2割又は3割）をご確認願います。  
【介護保険適用分】  
事前承認のある場合…工事総額の1割、2割又は3割分の本人への領収書（小数点以下は切り上げ）  
事前承認のない場合…工事総額の10割分の本人への領収書  
【県補助の小規模住宅改造経費適用分】  
工事総額の1/2分の本人への領収書（小数点以下は切り上げ）

（注意）領収書の発行ですが、事前承認のある場合、制度適用分以上に個人負担がでた場合でも1枚の領収書で処理していただいても結構ですが、空欄に「但書」として『「介護保険適用個人負担1割（2割又は3割）分¥〇〇,〇〇〇円含む」「小規模住宅改造経費個人負担1/2分¥〇〇,〇〇〇円」含む』と、明記して下さい。

例：25万円の手すりの取り付け工事で、20万円が介護保険適用の場合  
250,000-200,000=50,000円 個人負担分 →①  
介護保険個人負担1割の場合 200,000×1割=20,000円 →②  
領収金額 ①+② 70,000円 ※上記の但書を記入すること  
「介護保険適用個人負担1割分20,000円含む」と記入

〔その他〕

必ず角印（会社印）、または丸印（代表者印）を捺印して下さい。

※個人名で経営されている方は、通常使用している印鑑（代表者の印）を捺印して下さい。

※領収書はコピーでも可能ですが、コピーは印影が鮮明に分かるようお願いします。

⑤ 請求書・代理受領委任状

[日付]

提出日の日付を記入して下さい。鉛筆書きでの記入でも問題ありません。

[金額]

工事総額の9割、8割又は7割分（小数点以下は切り捨て）

金額の訂正はできないため、ケアマネジャー様にもご確認の上、記入してください。鉛筆書きでの記入でも問題ありません。

[受任者の欄]

必ず丸印（代表者印）を捺印して下さい。

※個人名で経営されている方は、通常使用している印鑑（代表者の印）を捺印して下さい

[振込先の記入]

口座の種類（当座か普通か）は必ずいずれかに○印をして下さい。

フリガナもしっかりと記入下さい。

支払

事前申請を頂いた場合は直接施工業者の方へ工事費の9割、8割又は7割分を、支給申請を提出して頂いた後、支払い致します。

支払時期は基本的には申請書提出の当月末締め翌月末払いとしております。

支払時期になりましたら支給決定通知書を施工業者の方へも送付致します。

不明な点がありましたら、大津市介護保険課資格給付係もしくはケアマネジャー様に確認して下さい。

【連絡先】大津市介護保険課 資格給付係

Tel 077-528-2918

Fax 077-526-8382

（平成19年4月1日作成）

（平成19年10月26日一部変更）

（平成21年4月1日一部変更）

（平成25年5月28日一部変更）

（平成27年7月31日一部変更）

（平成31年1月31日一部変更）

（令和元年9月1日一部変更）

（令和4年12月1日一部変更）